

# 学校の部活動に係る活動方針

平成30年10月

多賀城市立多賀城中学校

# 学校の部活動に係る活動方針

## 目次

1	適切な休養日等の設定 .....	1
2	部活動経営計画 .....	3

# 1 適切な休養日等の設定

## (1) 適切な休養日及び活動時間等の基準

### 【基本的な考え方】

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとすることができるよう、部活動の休養日等について具体的な基準を設ける。

### 【具体的な基準】

#### ① 学期中の休養日の設定

- ・ 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日をほかの日に振り替える。

#### ② 長期休業中の休養日の設定

- ・ 原則として、土曜日・日曜日・祝日は休養日とする。ただし、大会等の参加については校長が判断する。
- ・ また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

#### ③ 1日の活動時間

- ・ 長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

#### ④ 朝練習

- ・ 朝練習については、原則禁止とする。
- ・ ただし、校長が、大会やコンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ限定的に朝練習を行うことができるものとするが、その場合も学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画する。

### ※ 「ハイシーズン」の設定

- ・ 年間を通して様々な大会があるが、中学校総合体育大会や新人大会、東北大会・全国大会、各種コンクールなど目標とする大会で力を発揮するためには技能を強化する時期が必要であり、上記の基準だけでは生徒・保護者のニーズに応えられない現状がある。
- ・ したがって、このような時期には「ハイシーズン」として活動日を増やし、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保し、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに、部活動に対する意欲の維持、向上に努めることが大切である。
- ・ その際には、恒常的にハイシーズンとならないように、生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査する。

※ 【具体的な基準】①～④については、ホームページへの掲載等により公表する。

## (2) 部活動の方針

- ① 市教育委員会の方針に則り、毎年度、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を、ホームページへの掲載等により公表する。
- ② なお、休養日及び活動時間等については、学校行事や生徒の実態等を踏まえて設定する。具体的には、定期試験前の一定期間や職員会議等の際に、共通の部活動休養日を設ける。

## (3) 顧問による活動計画の作成

- ① 顧問は「学校の部活動に係る活動方針」を踏まえ、年間を見通した活動計画を作成して休養日を確保するとともに、保護者や外部指導者に説明し、理解を求める。
- ② 活動計画を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学校行事や学習への影響を考慮する。
- ③ 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

## (4) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

- ① 教師の部活動への関与については、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日 付 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ② 毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、必要に応じて指導・是正を行う。

- |   |
|---|
| ③ 年間を 52 週と考え、週休日・祝日の休養日と平日の休養日の合計を 105 日以上設ける。 |
|---|

## 2 部活動経営計画

### (1) ねらい

進んで自己の技能や個性の伸長を図る気持ちを養い、集団生活を通してさまざまな社会的態度を育てる。

### (2) 学校教育目標との関連における具体的目標

#### 1) 自ら学ぶ生徒

- ① 自己の技能を認識し、課題を見つけることができる。
- ② 部や個人の目標に向かって粘り強く努力することができる。

#### 2) 思いやりのある生徒

- ① 互いに協力して積極的に活動することができる。
- ② 規則や約束を守り、集団の一員として責任と自覚をもつことができる。

#### 3) たくましく鍛える生徒

- ① 自主的態で技能，体力向上を目指すことができる。
- ② 病気や事故の防止に留意することができる。

### (3) 本年度の重点目標

#### 1) 『見通しをもった活動』

部や個人の長期目標と短期目標を立てさせ、その達成に向けて活動時間を有効に使うよう促すなど、自主的かつ規律ある活動を推進していく。

#### 2) 『場の設定』

活動内容の精選，明確な指示を心掛け，生徒同士が協力しながら活動計画を確実に遂行できるような環境作りに努める。活動を通してルールを守ることの大切さを理解させ，学校生活に生かせるような指導を行う。

#### 3) 『声かけや指導の工夫』

困難に立ち向かい克服しようとする力をはぐくむため，生徒の良さを認め，活動に取り組む意欲を喚起する。また，課題を解決するためのスキルを身に付けさせる指導に努める。

### (4) 組織・運営

#### 1) 部活動担当者

- ① 部活動全体の円滑な運営の推進を図るとともに，必要に応じて生徒会との協力を積極的に行い，学校全体の活気や志気，規範意識の高揚を図る。
- ② 部員の減少等により部の運営が困難，もしくはそのような自体が予測される場合は該当顧問及び教頭・校長等と相談し，休廃部の原則に従い協議する。なお，その結果を基に全職員で協議し休廃部の方向を決定する。

## 2) 顧問

- ① 全部員が充実した活動ができるよう、練習内容や練習計画を立て円滑な運営を図る。
- ② 部員の活気や志気、規範意識の高揚を図る。
- ③ 『入部届』および『継続届』が提出され入部が決定したら、速やかに部活動名簿を作成し、部員の掌握に努める。
- ④ 保護者と必要に応じてよく相談し、理解と協力体制を得ながらより良い活動ができる環境を整える。
- ⑤ 部の内外で問題行動が発生した場合はその対処及び指導を的確に行うとともに、その後の活動をより良くするために部活動停止やボランティア活動期間を設けるなどの処置をとる。なお、その場合、教頭・校長等に相談および報告をする。

## (5) 入部及び転部

### 1) 入部について

- ① 全校生徒が部活動に所属する。
- ② 本人の希望を尊重し、保護者・担任・顧問の承諾の上決定する。ただし、新入生入部の際に入部希望者に偏りがあり、活動に支障をきたす場合があった場合、1学年の各学級の協力のもと意図的な募集のよびかけを行う。ただし、人為的な人数調整は行わない。
- ③ 新入生は、部活動見学と仮入部の期間を経て『部活動入部届』の提出をもって正式入部とする。なお、3年間継続することを原則とする。
- ④ 2・3年生は年度初めに『部活動継続届』を顧問と担任に提出する。

### 2) 転部について

やむを得ず転部を希望するときは、本人と顧問・担任・保護者が下記のことをよく相談した上で、特に本人と保護者が転部することが望ましいと判断した場合は可能とする。なお、その場合には『転部届』を両顧問に提出し、その後の転部は原則認めないものとする。

- ① 生徒の転部の理由
- ② 転部を希望するまでの活動状況
- ③ 転部を認めた場合の生徒への効果

### 3) 1年生の転部猶予期間について

1年生においては、正式入部した後に気持ちが変わったり、もっと自分に合った活動を見つけたり等、様々な理由で転部が望ましいと判断される場合があるので、1学期の間を転部猶予期間とする。なお、顧問は部員の様子をよく観察し、無理な継続や活動への参加を強いないようにし、部活動への欠席が目立つ生徒については、本人と早期に相談し継続もしくは転部の相談を行うこと。

## (6) 部の設置等について

### 1) 新設

新設の希望があった場合、希望者の意向を確認し、下記の点を中心に細部にわたって検討し、最終的に校長が判断をする。

- ① 競技に必要な人数がそろい、新設後 10 年間以上の継続が可能であると見込まれること。
- ② 顧問の配置が可能であること。
- ③ その他、新設に関わる条件及び環境整備が可能であること。

### 2) 休部

以下の場合、年度内を休部扱いとする。ただし、県中体連に於ける各競技の申し合わせ等により、合同チームでの公式大会への参加が認められている場合で本校生徒が出場可能な状態が整えられる場合は除く。

- ① 団体種目において、人数不足により県中体連の主催もしくは共催する大会に出場できないとき。
- ② 個人種目において、県中体連の主催もしくは共催する大会に出場できないとき。

### 3) 廃部

休部となった部活動については、年度内に協議を重ねた上で休部期限を設定し、次年度より廃部とする。ただし、休部期限は年度をまたがることもある。また、県中体連における各競技の申し合わせ等により、合同チームでの公式大会への参加が認められている場合で本校生徒が出場可能な状態が整えられる場合は除く。

## (7) 活動停止期間

下記に示した期間は部活動を停止する。ただし、活動停止期間中もしくはその直後に大会等がある場合は、校長と相談し、許可を得た場合は 1 時間程度の活動ができる。

- 1) 定期試験前（日曜・祝祭日を含む）
- 2) 職員会議の日
- 3) お盆・年末年始
- 4) その他、臨時に定めた日

## (8) 活動時間等

### 1) 活動時間について

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| ① 1 学期開始から市新人大会まで    | 終了 18 : 00, 下校 18 : 15 |
| ② 市新人大会後から合唱コンクールまで  | 終了 17 : 30, 下校 17 : 45 |
| ③ 合唱コンクール後から 2 月末日まで | 終了 17 : 00, 下校 17 : 15 |
| ④ 3 月中               | 終了 17 : 30, 下校 17 : 45 |

※ 市新人大会終了後に、週1回程度、学習相談日を設ける場合がある。その場合、学習相談日には部活動を行わない。

## 2) 休日の部活動及び朝練習について

- ① 休日の部活動は、校長の許可を得た上で行う。
- ② 原則として、土曜日・日曜日のうち、どちらか1日は休ませる。
- ③ 朝練習は原則禁止とし、大会やコンクールの前など、特別な事情があると校長が認め、許可を得た場合のみ行うこととする。  
その際、事前に保護者からの参加の承諾を得た後、以下の時間内で行うことができる。

朝練習を行うことができる時間 7:20から8:00

## 3) 活動の延長について

- ① 延長期間は、運動部は中体連が主催及び共催の大会に出場する場合、文化部についてはそれに準ずる大会の2週間前から可能とする。
- ② 活動の延長は1時間を限度とし、最大延長は18:30までとする。
- ③ 活動の延長を行う場合は、事前に保護者からの参加承諾を得たあと、校長の許可を得て行う。

## (9) 活動の原則

- 1) 顧問は、会議及び生徒指導等において練習場所に臨めないとき以外は、できるだけ活動場所で直接指導にあたる。
- 2) 生徒はカバンなどの身のまわりのものを全て活動場所にもっていき、活動終了後には校舎に戻らない。
- 3) 文化部・卓球部を除いて、雨天時・冬期間以外の校舎内での活動は認めない。  
なお、校舎内での活動はトレーニングのみとし、安全に十分留意させること。
- 4) 練習試合は、顧問間で調整を図り計画すること。
- 5) 体育館の部活動の割当は該当顧問で話し合い、別に定める。

## (10) 外部コーチについて

部の指導は顧問が行うのが原則である。ただし、事情により外部コーチを入れたい場合は、顧問が申請し、校長が必要と判断した場合は校長が委嘱する。